## 付 録

2 所得税課税最低限

## 2 所得税課税最低限

## (1) 所得税課税最低限の累年比較(給与所得者)

| 区分      | 独 身 者 | 夫 婦 者 | 夫婦子1人 | 夫婦子2人 |
|---------|-------|-------|-------|-------|
|         | 千円    | 千円    | 千円    | 千円    |
| 平成 5 年分 | 1,075 | 1,928 | 2,484 | 3,277 |
| 6       | 1,075 | 1,928 | 2,484 | 3,277 |
| 7       | 1,107 | 2,095 | 2,698 | 3,539 |
| 8       | 1,107 | 2,095 | 2,698 | 3,539 |
| 9       | 1,107 | 2,095 | 2,698 | 3,539 |
| 10      | 1,107 | 2,095 | 2,698 | 3,616 |
| 11      | 1,107 | 2,095 | 2,857 | 3,821 |
| 12      | 1,107 | 2,095 | 2,698 | 3,684 |
| 13      | 1,144 | 2,200 | 2,833 | 3,842 |
| 14      | 1,144 | 2,200 | 2,833 | 3,842 |

(注) 1 夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。 なお、平成11年については、夫婦子1人の場合の子供は16歳未満として計算し、夫婦子2人の場合の子 供は1人を特定扶養親族に該当するものとし、1人を16歳未満として計算した。

2 各年とも社会保険料を加味して計算した。

資料の出所:財務省(旧大蔵省)

## (2) 所得税課税最低限の国際比較(給与所得者)

|   | X | 分  |   | 独 | 身者 | ž<br>Į | 夫 ; | 帰 者   | 夫婦子1人 | 夫婦子2人 | (参考)1人当たり国民所得 |
|---|---|----|---|---|----|--------|-----|-------|-------|-------|---------------|
|   |   |    |   |   | Ŧ  | F円     |     | 千円    | 千円    | 千円    | 千円            |
| 日 |   |    | 本 |   | 1, | 144    |     | 2,200 | 2,833 | 3,842 | 2,999         |
| ア | 乂 | IJ | カ |   | !  | 939    |     | 1,689 | 2,787 | 3,153 | 3,698         |
| 1 | ギ | IJ | ス |   |    | 789    |     | 789   | 1,378 | 1,378 | 2,504         |
| ۲ | 1 | •  | ッ |   | 1, | 119    |     | 2,103 | 3,098 | 3,833 | 2,683         |
| フ | ラ | ン  | ス |   | 1, | 472    |     | 2,227 | 2,605 | 2,981 | 2,496         |

(注) 1 日本の所得税課税最低限は平成14年分である。諸外国は平成14年1月現在の税法に基づいている。邦貨換算には、次の換算率を用いた。

1ドル=122円、1ポンド=174円、1ユーロ=108円

- 2 日本及びフランスは、社会保険料控除を適用した場合の所得税課税最低限である。アメリカ及びイギリスでは社会保険料控除は認められていない。またドイツについては、社会保険料を含めた一定の支出に対する概算控除を適用した場合の所得税課税最低限である。
- 3 日本については、夫婦子2人の場合の子供は1人を特定扶養親族に該当するものとして計算した。
- 4 アメリカについては、子1人の場合はその子供を、子2人の場合はうち1人を17歳未満として計算した。
- 5 イギリスについては、2001年度より児童税額控除が導入されている。また、99年10月に導入された就労世帯税額控除は、社会保障制度の枠内にあるものとして、考慮していない。
- 6 1人当たり国民所得は、日本は平成12年度分、諸外国は平成11年分である。邦貨換算には、各年上期の 基準及び裁定外国為替相場を用いた。

資料の出所:財務省(旧大蔵省)